

山口市高齢者福祉施設等選考委員会設置要綱

(設置)

第1条 山口市が老人福祉施設等の整備にあたり、施設の設置及び運営主体として最も適合していると認められるものを厳正かつ公平に選考し、市長に報告することを目的として、山口市高齢者福祉施設等選考委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(対象施設)

第2条 対象とする施設は、次に掲げる施設とする。

- (1) 県の老人福祉施設整備費補助の協議の対象となる施設
- (2) 地域密着型サービスを提供する拠点となる施設
- (3) 高齢者の在宅生活を支えるための基盤形成
- (4) その他、山口市高齢者保健福祉計画及び山口市介護保険事業計画に定める施設整備

(組織)

第3条 委員会は、委員6人をもって組織する。

- 2 委員は、別表に掲げる職にある者の中から市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によるものとする。
- 3 委員長は、委員を代表し、会務を総理する。

(除斥)

第6条 委員は、自己若しくはその親族が関係のある者、又は自己と特に利害関係のある者に係る審議に加わることができない。ただし、委員会の同意があったときは、審議に加わることができる。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 第1項の規定にかかわらず、委員の選任後最初に開かれる委員会の会議は、市長が招集する。

(秘密の保持)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、健康福祉部高齢福祉課及び介護保険課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関して必要な事項は、委員長が委員会に諮って別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年9月20日から施行する。

(任期の特例)

2 この要綱の施行の日以降最初に委嘱する委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成20年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年9月1日から施行する。

別表（第3条関係）

区分	人数
福祉関係学識経験者 （高齢者福祉の専門的な知識を有する者） （高齢者福祉施設運営の専門的な知識を有する者）	2人
事業経営学識経験者	1人
高齢福祉関係機関代表者	1人
介護保険被保険者代表	1人
山口市都市整備部職員 （建築の専門知識を有する者）	1人